

脱法ハーブに対する早急な規制強化を求める意見書

近年、薬事法で製造や輸入、販売が規制されている指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜ、「お香」、「アロマ」などと称したいわゆる脱法ハーブが出回っており、これを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。

また、今年2月4日、福岡市中央区天神で脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、15人に重軽傷を負わせるなど、第三者に被害を与える事件も起きています。

このような状況の中、脱法ハーブをめぐっては、化学構造を少し変化させることで法規制を擦り抜け、指定薬物として指定されれば再び化学構造を少し変化させて流通させるということが繰り返されており、指定薬物の拡大だけでは、対処できていません。

脱法ハーブは、覚醒剤、麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されています。

青少年による薬物乱用を防ぐためにも、早急な規制強化は、喫緊の課題です。

平成24年度において多くの自治体が、同趣旨の意見書を国に上げ、平成25年5月に「麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立したにもかかわらず、指定薬物の包括規定が同法に盛り込まれなかった結果、未だに、「脱法ドラッグ」専門店などが堂々と営業している有様です。今のような状況では、わが町においても、いつそのような店や自販機が進出するか分かりません。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる包括指定を早急に導入すること。
- 2 特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物乱用防止教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月24日

中間市議会

衆議院議長	伊吹	文明	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	新藤	義孝	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様